



神奈川県  
安全防災局くらし安全交通課

## 第2期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画

～犯罪被害者等を温かく支える地域社会を目指して～

平成 26 年 3 月



## 目 次

I 計画の基本的な考え方 ······	1
1 計画改定の趣旨 ······	1
2 計画の性格及び計画の対象 ······	1
3 計画期間 ······	2
4 基本目標 ······	2
5 計画の推進 ······	3
II 犯罪被害者等支援施策・事業体系 ······	5
III 犯罪被害者等支援施策・事業 ······	7
1 総合的支援体制の整備と支援関係機関との連携 ······	7
2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供 ······	17
3 県民・事業者の理解の促進 ······	26
4 被害者等を支える人材の育成 ······	30
資料編	
県内の犯罪情勢等 ······	33
犯罪被害者等支援に対する県民の意識 ······	34
犯罪被害者等へのアンケート結果 ······	36
犯罪被害者等支援推進計画（平成21年度～25年度）における 重点的取組の実施状況 ······	37
神奈川県犯罪被害者等支援条例 ······	42

## I 計画の基本的な考え方

### 1 計画改定の趣旨

犯罪等の被害者やそのご家族、ご遺族の方々の多くは、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった、その犯罪等によって引き起こされる直接的な被害に加え、心身の不調や、治療費の負担などの経済的な問題、新たな住居の確保、更には周囲の無理解や心ない対応による精神的な被害など、様々な問題に苦しめられています。

このような状況にある犯罪被害者等が、平穏な日常生活を取り戻すためには、様々な関係機関が連携し、被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援を途切れることなく提供するとともに、県民や事業者など周囲の人々が被害者等の置かれた状況を理解し、被害者等を支えていくことが必要です。

そこで、県では、犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減と犯罪被害者等を支える地域社会の形成を進めるため、平成21年4月に、「神奈川県犯罪被害者等支援条例（以下「条例」という。）」を施行し、この条例に基づいて、「神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」を策定して、犯罪被害者等への支援施策を進めてきました。

平成21年4月に策定された計画（以下「第1期計画」という。）では、県、県警察、民間支援団体が一体となって総合的な支援を行う「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（以下「サポートステーション」という。）を設置し、様々な関係機関と連携して、被害者等への支援を提供するとともに、県民や事業者に被害者等への理解を深めていただくための取組を行うなど、様々な施策を開展してきました。

しかしながら、警察への通報を躊躇することが多い性犯罪・性暴力被害者への支援の充実や、家事・育児の手伝いなど日常生活への支援の提供、被害者等の身近な自治体である市町村の取組の充実などが課題となっています。

また、サポートステーションの存在や活動内容などについての県民への周知と、県民・事業者の被害者等への理解を促進するための取組が、より一層必要となっています。

そこで、第1期計画の期間が平成25年度で満了することに伴い、第1期計画の成果を生かしつつ、これらの課題に対応し、犯罪被害者等支援施策の更なる充実を図るため、神奈川県犯罪被害者等支援推進計画を改定し、第2期計画（以下「計画」という。）を作成しました。

### 2 計画の性格及び計画の対象

本計画は、条例第8条の規定に基づき、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標や施策の方向、県が取り組むべき犯罪被害者等支援施策を定める「行政計画」です。

条例では、犯罪被害者等を「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、県内に住所を有する者をいう。」としていることから、計画で定める犯罪被害者等支援施策については、原則として県民を対象としたものとします。

施策によっては、支援の対象者が限られる場合もあります。

また、この計画は、県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する犯罪被害者等支援という特定課題に対応した個別計画でもあります。

#### 神奈川県犯罪被害者等支援条例（抜粋）

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、県内に住所を有するものをいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、地域社会で再び平穏な日常生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 犯罪被害者等支援施策 県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策をいう。

以下、略

### 3 計画期間

計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

なお、計画期間内であっても、犯罪被害者等のニーズや犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等により、必要に応じて、見直すこととします。

### 4 基本目標

条例を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標として、次の二つの「基本目標」を設定します。

#### （1）犯罪等により壊された日常生活の早期回復

思いがけず犯罪等の被害にあい、精神的、身体的に、また生活面においても非常に厳しい状況に置かれている犯罪被害者等が、一刻も早く平穏な日常生活を取り戻せるよう、犯罪被害者等の受けた被害をできる限り早く軽減し、回復することを最も基本的な目標として位置づけます。

#### （2）犯罪被害者等を支える地域社会の形成

犯罪被害者等が近隣や、職場、学校など日常生活、社会生活を送る中で、周囲の無理解や心ない対応に苦しめられ、社会的に孤立してしまうことも少なくないという状況があり、こうした精神的被害、いわゆる二次被害が非常に深刻であると言われています。

そこで、こうした二次被害をなくし、県民全体で犯罪被害者等を温かく支える地域社会を形成することを目標として位置づけます。

## 5 計画の推進

### (1) 推進体制

計画の推進にあたっては、庁内において各部局が連携しながら施策を進めるとともに、市町村や関係団体などと連携して、施策を進めます。

#### ア 安全・安心まちづくり推進本部

県庁内の関係局長等で構成する「安全・安心まちづくり推進本部」を活用し、部局横断的な調整をし、施策を進めます。

#### イ 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会

神奈川県の安全・安心まちづくりを県民総ぐるみで展開するために設立された「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」を犯罪被害者等支援についての推進体制としても位置づけ、同協議会の場を活用して、施策を進めます。

(参考 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会の概要)

- ・目的 県民、地域団体、事業者、行政機関等の協働により、安全・安心まちづくりを目指した県民運動を展開することにより、県民が安全で安心して暮らすことができ、誰もが安心して訪れるこことできる神奈川県を実現することを目的とする。
- ・構成員 学校関係団体、PTA関係団体、青少年・国際関係団体、福祉関係団体、地域関係団体、経済・事業者関係団体、ライフライン事業者、交通関係事業者、労働団体、建築・住宅関係団体、防犯関係団体、行政機関等159団体

#### ウ 警察署被害者支援ネットワーク

犯罪被害者等のニーズに対応して、よりきめ細かな支援を行うため、警察署単位で設置された「警察署被害者支援ネットワーク」において、地域の様々な団体等と連携しながら、地域における支援活動などの施策を推進します。

(参考 警察署被害者支援ネットワークの概要)

- ・目的 警察署と関係機関・団体、企業等との緊密な連携と相互協力により、犯罪被害者等のニーズに対応した各種の支援活動を推進することを目的とする。
- ・構成員 警察署管轄区域内の行政機関、民間企業、医療機関等

## **エ 市町村との連携**

研修などを通じて市町村の取組を支援し、個々の市町村の状況に応じて、連携を図りながら、被害者等への支援を提供します。

また、市町村犯罪被害者等支援主管課長会議などを活用しながら、情報交換等を進め、普及啓発を協働して行うなど、市町村と連携しながら施策を推進します。

## **オ 支援関係機関との連携**

民間支援団体、弁護士会、臨床心理士会のほか、福祉関係機関や司法関係機関等で構成する「犯罪被害者支援関係機関ネットワーク会議」において意見交換を行うなど、関係機関と連携して、施策を推進します。

### **(2) 進行管理等**

年度ごとに前年度の施策・事業の実施状況と当該年度の事業計画を取りまとめて公表し、広く県民から意見を求めます。あわせて、市町村や関係団体などからも意見を聴取します。

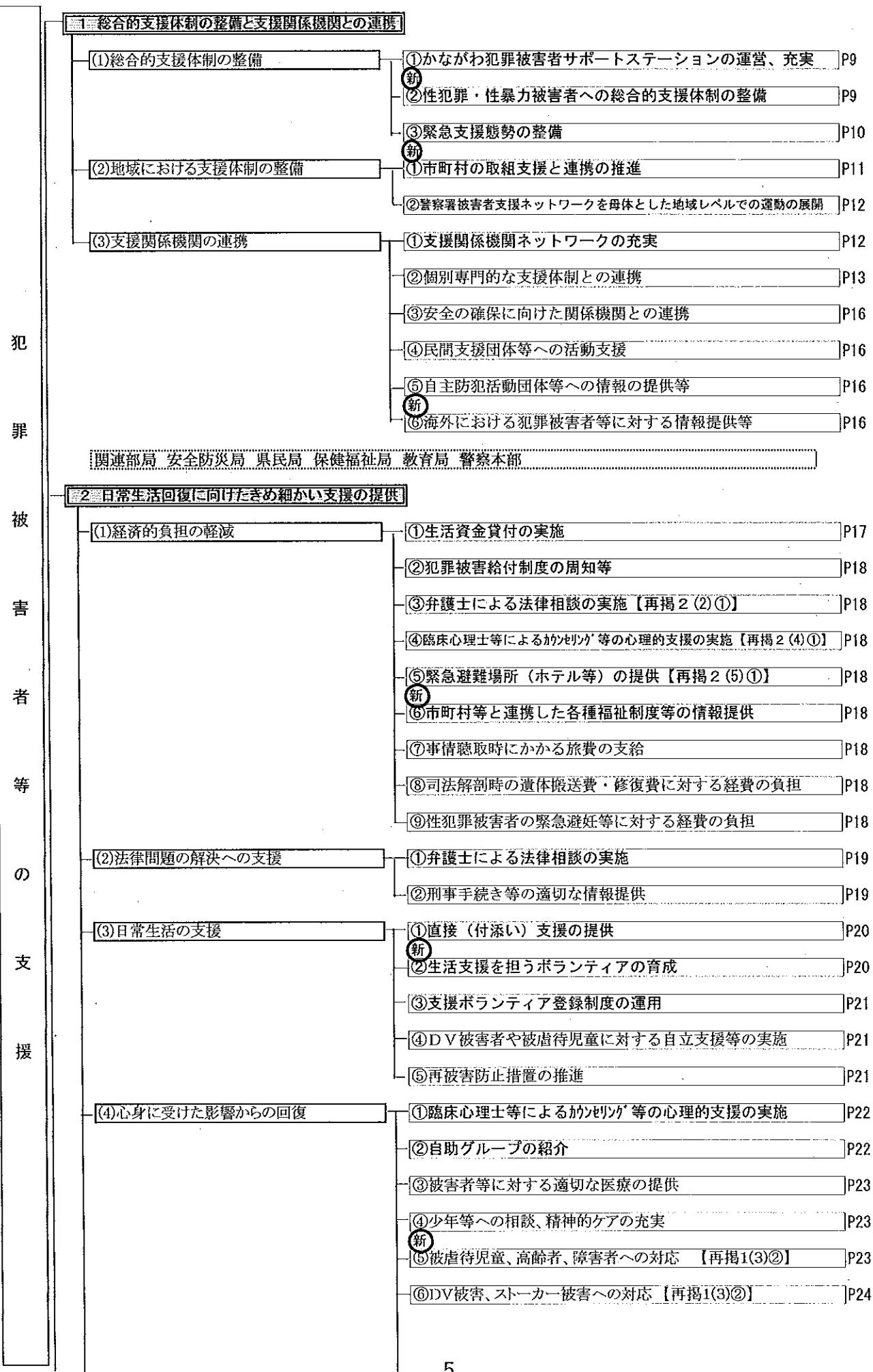
これらの意見をもとに、進捗状況を点検し、必要に応じて施策・事業の見直しを行いながら計画を推進します。

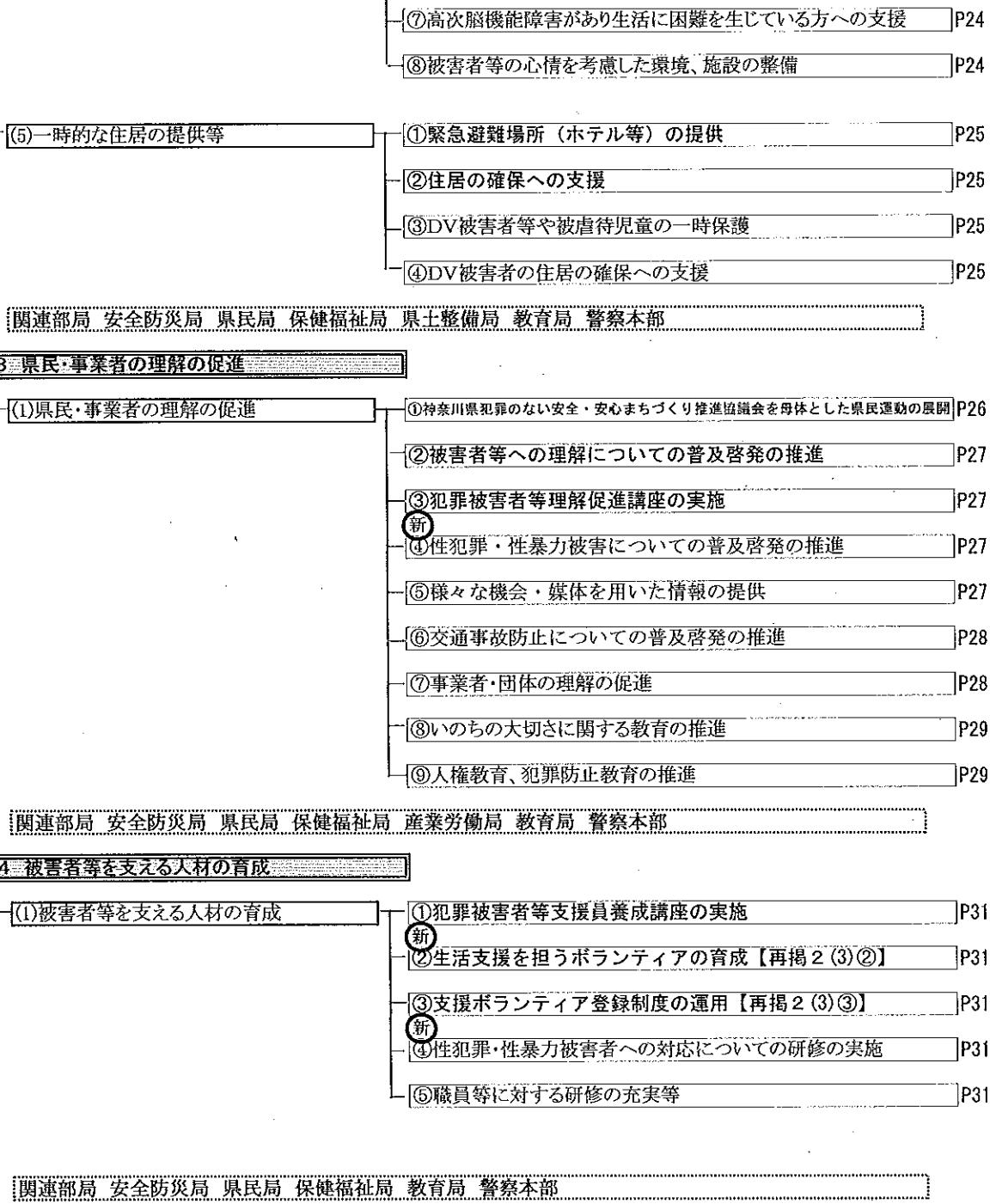
また、随時、支援施策を利用した犯罪被害者等から意見を求め、施策に反映します。

これらに加え、計画の中間年度（平成 28 年度）には、有識者等で構成する「神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会」において施策の総合的な検証を行い、同委員会での検証結果を踏まえ、必要な対応を行います。

なお、計画の最終年度（平成 30 年度）や、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等により必要に応じて計画の見直しを行う場合も、同様に施策の総合的な検証を行った上で、計画の見直しを行います。

## II 犯罪被害者等支援施策・事業体系





※1 ゴシックは重点的取組

※2**新**は本計画において新たに施策として位置付けた取組

### III 犯罪被害者等支援施策・事業

基本目標である「犯罪等により壊された日常生活の早期回復」と「犯罪被害者等を支える地域社会の形成」に向けて、次の四つの施策の基本方向に沿って、施策・事業を進めます。

- 1 総合的支援体制の整備と支援関係機関との連携
- 2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供
- 3 県民・事業者の理解の促進
- 4 被害者等を支える人材の育成

なお、犯罪被害者等支援施策は多岐にわたることから、計画期間である平成 26 年度から平成 30 年度までに、重点的に取り組む施策を「重点的取組」と位置づけて実施していきます。

#### 1 総合的支援体制の整備と支援関係機関との連携

犯罪被害者等が抱える問題は、受けた被害や生活の態様などにより様々ですが、経済的な問題や法的な問題、心身の不調など多岐にわたっています。

こうした状況の中で、被害者等が必要とする支援を途切れることなく提供するためには、被害者等が自ら様々な機関に足を運んだり、何度も説明することなく、必要な支援を受けることができるよう、関係機関が連携して総合的な支援を提供できる体制が必要です。

県では、条例に基づき、事件後の初期的支援から中長期的支援にいたるまで、一つの窓口で必要とする情報や支援を一元的に受けることができる「場」として、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（以下「サポートステーション」という。）を設置して、関係機関と連携して、支援を提供しています。

サポートステーションと関係機関との連携を一層強化することなどにより、被害者等が必要とする支援を総合的に提供する体制を整備します。

## (1) 総合的支援体制の整備

### 〔現状と課題〕

犯罪被害者等への総合的支援体制として、県では、平成21年6月に県、県警察、民間支援団体が一体となったサポートステーションを設置し、関係機関と連携して、幅広い支援を提供してきました。

しかし、サポートステーションの存在について、県民の認知度が低いのに加えて、サポートステーションの活動内容や支援の仕組みがわかりにくいとの意見が寄せられており、サポートステーションについての周知を図っていくことが必要です。

また、性犯罪・性暴力<sup>\*1</sup>の被害者は警察への通報をためらうことが多く、一人で悩んでいることが多いと言われています。これまで、県では、神奈川県産科婦人科医会と締結した協定に基づき、それぞれの施設等の状況に応じて、医療機関に被害者の心情に配慮した対応などを行っていただく形で、サポートステーションと複数の医療機関の連携による支援を進めてきました。

しかしながら、現在、サポートステーションの相談時間は月曜日から土曜日の午前9時から午後5時までとなっており、警察への通報をためらう性犯罪・性暴力被害者的心情を考えると、夜間も含めていつでも安心して相談できる体制の整備が必要です。

また、被害者への対応が医療機関によって異なる状況にあるため、研修などを通じて各医療機関における被害者への対応の充実を図り、医療機関との連携を強化していくことが必要です。

### 〔施策の方向〕

サポートステーションによる支援の充実を図るとともに、サポートステーションの効果的な広報に取り組みます。

また、性犯罪・性暴力の被害者が一人で悩み続けることなく、可能な限り1箇所で必要な支援を受けることができるよう、24時間いつでも安心して相談できる窓口を設置するとともに、研修を通じて医療機関の対応の充実を図るなど、相談窓口と産婦人科の医療機関など関係機関の連携による総合的な支援体制の整備に取り組みます。

---

(\*1) 性犯罪・性暴力：これまで、「性犯罪」被害者への支援として施策を進めてきました。しかし、性犯罪の被害者は警察への通報をためらうことが多いなか、「性犯罪」という言葉では、刑事事件化されないものは該当しないという印象をもたれる可能性があります。

そこで、この計画では、強姦や強制わいせつなど性犯罪に該当する行為について、刑事事件化されないものも含めて施策の対象となることをわかりやすく表現するため、「性犯罪・性暴力」という言葉を使用しています。

### 【重点的取組】

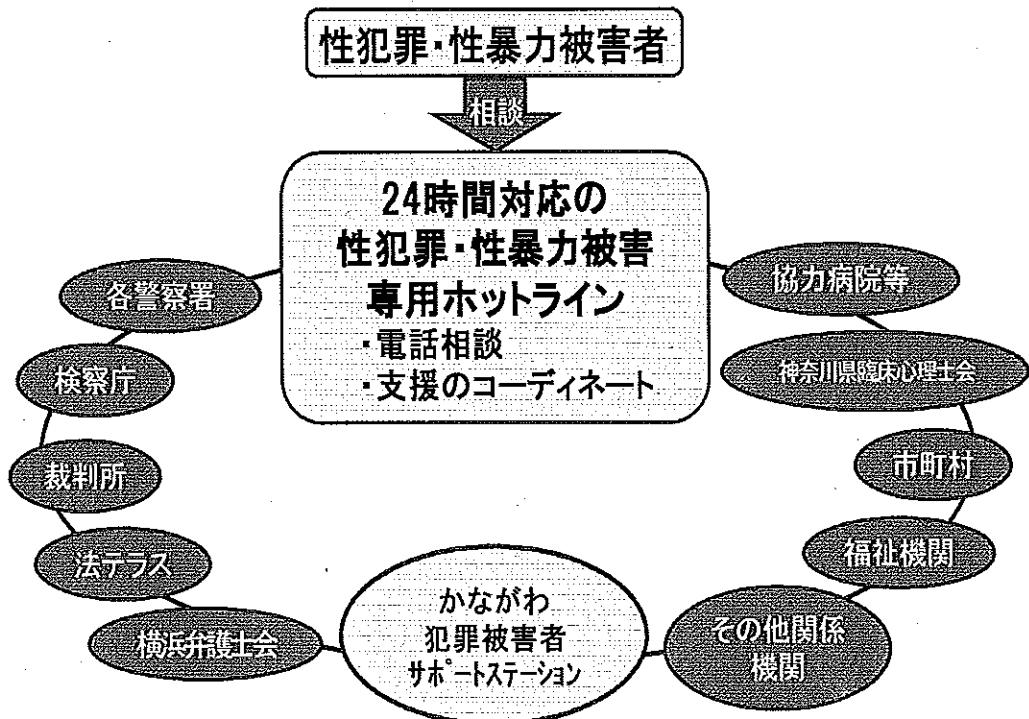
#### ① かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実

- 事件後の初期的支援から、中長期的支援に至るまで、一つの窓口で必要とする情報や支援を一元的に受けることができる「場」として、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営し、関係機関と連携して、犯罪被害者等に対して総合的にきめ細かい支援を提供します。
  - ・サポートステーションにおける相談、法律相談やカウンセリングなど各種支援の提供
  - ・被害者等の状況に応じた案内シート（利用可能な支援と支援提供窓口を記載）の作成・交付
- 様々な機会を通じて、サポートステーションの存在や活動内容を周知するための効果的な広報を行います。
  - ・市町村等と連携した広報の強化
    - 市町村の広報媒体（ホームページ、広報紙等）などを通じた情報提供
    - 市町村や関係団体等と連携した各種研修会等での情報提供
  - ・ホームページの見直し・充実
    - サポートステーションの活動をわかりやすく紹介
  - ・鉄道駅など不特定多数の女性が利用する化粧室への広報用カード、ステッカーの設置の拡大

#### ② **新性犯罪・性暴力被害者への総合的支援体制の整備**

- 性犯罪・性暴力の被害者がいつでも安心して相談できるよう、24時間対応の性犯罪・性暴力被害専用ホットライン（相談電話）を設置し、相談体制の充実を図ります。
- 産婦人科の医療従事者向け研修や情報提供等を通じて、医療機関の対応の充実や相談窓口と医療機関の連携強化を図り、関係機関と連携して、総合的な支援を提供します。

## 【性犯罪・性暴力被害者への総合的支援体制のイメージ】



### ③ 緊急支援態勢の整備

県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大事案が発生した場合において円滑な支援ができるよう、神奈川県被害者支援連絡協議会で構成する「特異事案発生時における総合的な被害者支援体制」を中心に、関係機関・団体と連携しながら緊急支援を行う態勢を整備します。

- ・重大事案発生に備えた事例検討の実施

#### 【緊急支援態勢】

県内において犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合に、直ちに、被害者やその家族・遺族に支援を行うため、関係機関と協力して事案発生直後における情報の提供や、カウンセリングなどの心理的な支援、病院等への付き添いなどの支援を行うための態勢のことです。

神奈川県の被害者支援に関わる関係機関で構成する「神奈川県被害者支援連絡協議会」（事務局：警察本部）では、このような事態に備えて、メンタルサポートを行う会員、会議場所等を提供する会員、通常業務を通じて被害者等への相談等を行う会員からなる「特異事案発生時における総合的な被害者支援体制」を定めています。

## (2) 地域における支援体制の整備

### 〔現状と課題〕

地域における支援にあたっては、警察署単位で設置され、市町村や関係団体などが参加する被害者支援ネットワークを地域における推進体制として位置づけ、その活動を図るとともに、市町村犯罪被害者等支援主管課長会議等を通じて、市町村の取組の促進を図ってきました。

地域における支援では、被害者等の生活支援などを中心に、住民に最も身近な基礎自治体である市町村との連携が欠かせません。

しかしながら、県内 33 市町村のうち、犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対応する総合的な対応窓口を設置している市町村は、平成 25 年 4 月 1 日現在、21 市町村にすぎず、取組も市町村によって様々な状況となっています。今後、市町村の取組の充実が必要です。

### 〔施策の方向〕

全ての市町村に総合的な対応窓口が設置され、被害者等からの相談に応じて必要な情報や支援が提供されるよう、市町村の取組を支援します。

また、総合的な対応窓口の体制など個々の市町村の状況に応じて、サポートステーションと市町村との連携を強化します。

### 【重点的取組】

#### ① 新市町村の取組支援と連携の推進

全ての市町村に犯罪被害者等のための総合的な対応窓口が設置されるよう、情報提供や研修などを通じて、市町村の取組を支援します。

また、総合的な対応窓口の体制など個々の市町村の状況に応じて、サポートステーションとの連携を強化します。

- ・市町村担当者用ガイドブックの作成、研修などの活用
- ・市町村職員研修の充実
- ・市町村犯罪被害者等支援主管課長会議、実務担当者会議の開催（情報交換等の実施）
- ・支援提供にあたっての市町村の総合的な対応窓口とサポートステーションとの連絡調整の推進

## ② 警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の展開

各警察署に設置されている「警察署被害者支援ネットワーク」を地域レベルの被害者支援体制として位置づけ、支援の充実を図ります。

- ・ネットワーク会員による支援活動を促進するための事例検討の実施

## (3) 支援関係機関の連携

### 【現状と課題】

犯罪被害者等支援に関する機関は、県、警察、民間支援団体のほか、国の機関、市町村、福祉関係団体、弁護士会、法テラスなど、多岐にわたっています。犯罪被害者等がつらい思いをすることなく、必要とする支援を一つの窓口で一元的にかつ途切れることなく受けられるようになるためには、被害者等がどの支援関係機関に相談したとしても、必要な支援を受けることができるよう、支援関係機関の緊密なネットワークが重要です。

これまで、犯罪被害者支援関係機関ネットワーク会議（以下「支援関係機関ネットワーク会議」という。）等を通じて情報交換等を進めるほか、関係機関と個別に犯罪被害者等支援に関する協定を締結するなど、様々な関係機関との連携を進めてきました。

今後も、支援に関する機関が必要に応じて相互に連絡をとりあい、支援の円滑な引継ぎを行うことなどができるよう、連携を強化していくことが必要です。

### 【施策の方向】

支援関係機関ネットワーク会議等を通じて、関係機関との情報共有に努めるとともに、関係機関の担当者間などで、事例検討や情報交換を行うなど、更なる連携の強化を図ります。

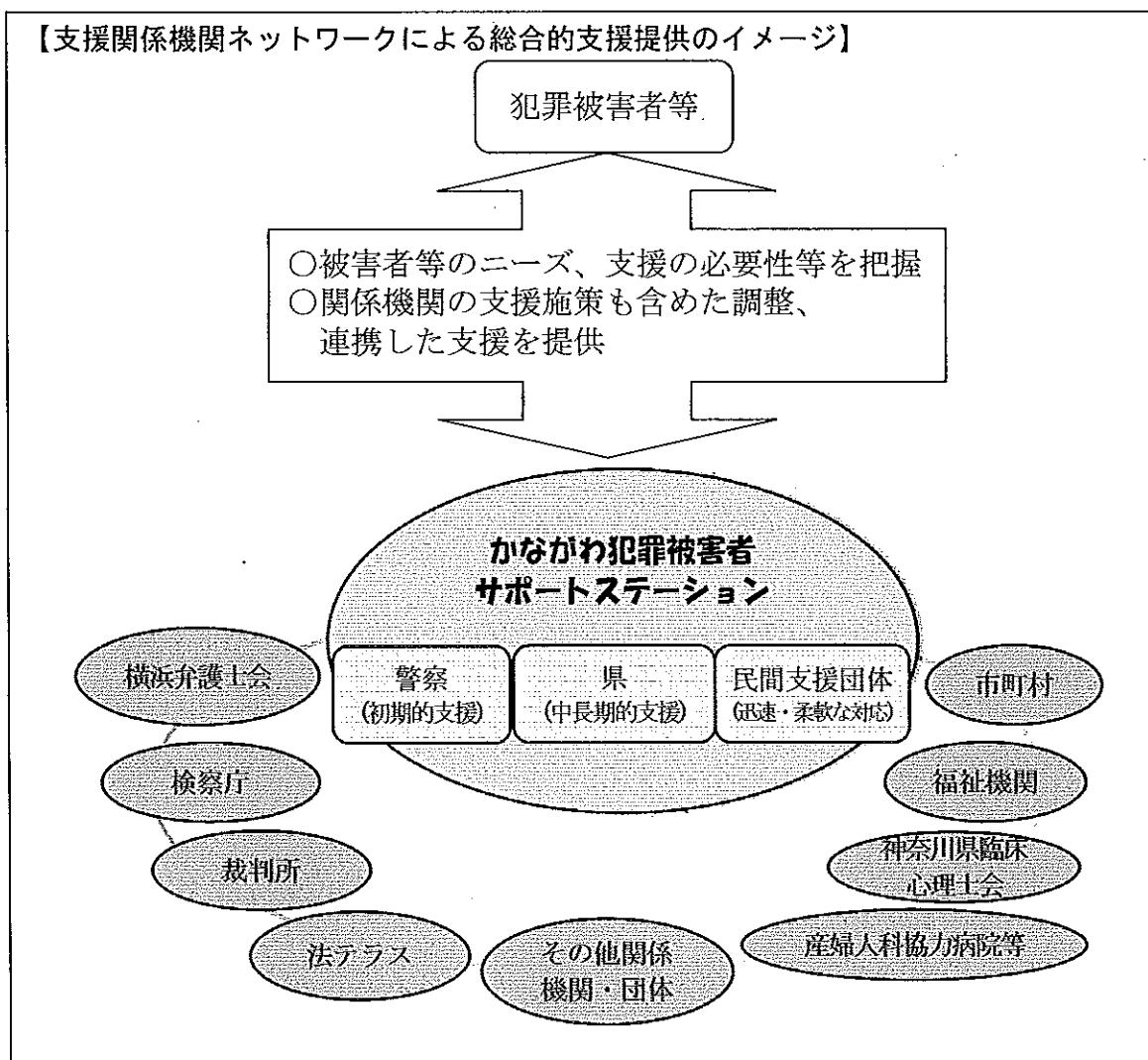
### 【重点的取組】

#### ① 支援関係機関ネットワークの充実

支援関係機関ネットワーク会議等を通じて、関係機関相互の情報共有を進めるとともに、各関係機関の担当者間で、事例検討や情報交換を行うなど、お互いの顔が見える関係づくりを進めます。

- ・支援関係機関ネットワーク会議の開催（情報交換等）
- ・性犯罪・性暴力に関連する様々な窓口の担当者による連絡会議の開催（事例検討等）

【支援関係機関ネットワークによる総合的支援提供のイメージ】



[その他の施策・事業]

② 個別専門的な支援体制との連携

個別専門的な支援体制において、それぞれの専門性を生かした相談、支援を行うとともに、必要に応じてサポートステーションなどと連携を図りながら、被害者等のニーズに沿った支援を提供します。

[個別専門的な支援体制とその概要]

DV<sup>\*2</sup>被害への対応

- ・ 県配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者等（配偶者や交際相手等の親密な関係にある、またはあった者、以下同じ）からの暴力に関する相談に応じるほか、関係機関の紹介、一時保護や保護命令の申し立て、被害者が自立して生活するための情報提供、助言等を行います。

(\*2) DV: 「DV (ドメスティック・バイオレンス)」という言葉は、直訳すると「家庭内の暴力」となりますが、この計画では「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用しています。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察において、配偶者から暴力が行われていると認められるときは、暴力の制止・検挙、被害者の保護等に当たるとともに、被害を自ら防止するための援助を行います。</li> <li>また、保護命令発令後、被害者に対する防犯指導を行うとともに、加害者に対する命令遵守の指導を行います。</li> </ul>
ストーカー被害への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者等の安全確保を第一に、刑法等を適用した司法措置、ストーカー規制法に基づく警告、援助等、またはその他の必要な措置を行います。</li> </ul>
性犯罪被害への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>電車内痴漢等迷惑行為相談所において、主に女性警察官が痴漢等に関する相談に応じます。</li> <li>「性犯罪 110 番」において、性犯罪（強姦、強制わいせつ等）の被害女性の相談に、女性警察官が女性の立場で応じます。また、女性警察官を性犯罪捜査員として育成・登録して運用することで、被害者の二次被害を緩和し、事件の早期解決を図ります。</li> <li>あわせて、被害者に対して、相談専門員によるカウンセリングなど、各種支援を行います。</li> </ul>
セクシュアル・ハラスメント被害への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>「セクシュアル・ハラスメント相談」において、職場、学校、地域などで性的な嫌がらせに悩んでいる方からの相談に応じます。</li> </ul>
交通事故被害への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察本部交通相談センターにおいて、交通事故に関する相談に応じます。</li> <li>神奈川県交通事故相談において、交通事故に関する損害賠償、示談、保険の請求等に関する相談に応じます。</li> </ul>
悪質商法被害への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>「悪質商法 110 番」において、布団や悪質リフォームなどの訪問販売、ヤミ金融などにより、もうけ話を口実にして金銭をだまし取る事犯などの「悪質商法事犯」の相談に応じます。</li> </ul>

暴力団被害への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>「暴力団からの不当要求拒絶コール」において、暴力団等に関する困りごとや被害などの相談に応じ、被害回復交渉についての助言等の援助を行います。</li> </ul> <p>また、(公財)神奈川県暴力追放推進センターと横浜弁護士会と連携し、事案の内容に応じて適切な解決がなされるよう支援を行います。</p>
被害少年への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談電話「ユーステレホンコーナー」において、少年の非行問題、いじめ、犯罪被害等に関する相談に応じます。</li> </ul>
児童虐待への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子ども・家庭 110 番」において、専門の電話相談員による子どものための電話相談を行うとともに、「人権・子どもホットライン」で、子どもからの人権に関わるような悩みの相談に応じます。</li> </ul> <p>また、「かながわ子ども虐待ナイトライン」において、夜間の虐待通告に応じます。</p>
(新) 高齢者虐待への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村において、虐待の通報に応じるとともに、地域包括支援センターを中心に、総合相談、早期発見等を行うためのネットワークの整備を図ります。</li> </ul> <p>県は、市町村に対して必要な助言を行うとともに、市町村や地域包括支援センターの職員を対象に研修等を実施します。</p>
(新) 障害者虐待への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待の通報・届出や相談に応じます。</li> </ul>
いじめへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立総合教育センター内の「教育相談センター」において、学校教育、家庭教育、いじめなど様々な相談に応じ、児童、保護者、教員等を支援します。</li> </ul> <p>また、「いじめ 110 番」において、24 時間体制で、子どものためのいじめ電話相談を行います。</p>

③ 安全の確保に向けた関係機関との連携

○ 神奈川県DV対策推進会議の開催

- ・ 民間団体、弁護士会、医師会、法務局のほか、県関係部署、市町村の代表で構成する「神奈川県DV対策推進会議」において、意見交換を行いながら、配偶者等からの暴力の防止と被害者支援の施策を推進します。

○ 要保護児童対策地域協議会の運営支援

- ・ 児童虐待の早期発見、早期対応、再発防止等のための地域の連携強化等を目的として、主に市町村児童福祉主管課、学校、保育所、県警察、保健・医療機関、民生委員・児童委員などで構成される「要保護児童対策地域協議会」の運営支援を行います。

○ 学校・警察連絡協議会の開催

- ・ 各警察署単位に設置され、警察署管内の小学校、中学校、高校が参加する「学校・警察連絡協議会」を開催し、学校・警察が相互に連携して、児童・生徒の健全育成や安全対策等を進めるための情報交換等を行います。

④ 民間支援団体等への活動支援

○ 関係団体に対する活動支援

- ・ 犯罪被害者等への支援に取り組む民間支援団体や自助グループ等に対して、情報提供などの支援を行います。
- ・ 児童虐待の防止活動や被害者等支援を行う民間団体等が行う研修等に対し、依頼に応じて、児童相談所職員などの専門家を講師として派遣します。

○ DV被害者支援に関する活動支援

- ・ DV被害者の自立支援を行う民間団体のスタッフの養成や同伴児保育、就労支援などの活動を補助します。

⑤ 自主防犯活動団体等への情報の提供等

- ・ 地域住民等に対し、防犯や犯罪被害者等支援に関する情報の提供を行い、再被害防止や被害者等への理解促進を図るため、地域の自主防犯活動団体等に対して情報提供等を行います。
- ・ 地域における支援活動を活性化するため、福祉活動など地域に密着した活動を行う団体等に対して、自発的な支援活動を促すための情報提供等を行います。

⑥ ~~新~~海外における犯罪被害者等に対する情報提供等

関係機関・団体と連携し、海外において犯罪被害にあった県民に関する情報の収集に努めるとともに、被害者等に対する適切な支援活動を実施します。

## 2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供

犯罪被害者等の多くは、思いかけず犯罪等にあったことで、直接的な被害に加え、事件による精神的ショック、身体的不調、医療費や生活費などの経済的問題、更には、不慣れな刑事手続きへの対応、住居や雇用の確保など、様々な問題に悩まされ日常生活に支障をきたしています。

被害者等の負担が軽減され、少しでも早く平穏な日常生活を回復することができるよう、被害者等が直面している問題に応じて、必要な支援をきめ細かく提供します。

### (1) 経済的負担の軽減

#### 〔現状と課題〕

犯罪被害者等は、被害にあったことで、医療費や裁判に関する費用、自宅が被害現場になったことによる転居費用などの費用負担や、仕事を辞めざるを得なくなったことによる収入の途絶など、様々な経済的問題に直面します。

こうした状況に対応するため、生活資金の貸付や犯罪被害給付制度の周知、無料の法律相談やカウンセリングなどの支援を行ってきました。

今後も、被害者等の状況に応じて、必要な支援をきめ細かく提供していくことが必要です。

#### 〔施策の方向〕

個々の被害者等の状況に応じて生活資金の貸付など必要な支援を提供するとともに、市町村など関係機関とも連携しながら、利用可能な福祉制度等について情報提供を行い、制度の利用につなげるなど、被害者等の状況に応じた支援を行います。

#### 【重点的取組】

##### ① 生活資金貸付の実施

当座の生活資金に困窮する犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、被害にあったことで生ずる医療費などの不測の経費等について貸付を行います。

また、貸付を必要とする被害者等が利用しやすいよう、貸付対象などのわかりやすい広報に努めます。

## ② 犯罪被害給付制度の周知等

犯罪被害給付制度<sup>\*3</sup>の周知徹底に努めるとともに、申請対象となる犯罪被害者等に対する適切な案内と手続きの迅速化に努めます。

## ③ 弁護士による法律相談の実施【再掲2(2)①】

## ④ 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施【再掲2(4)①】

## ⑤ 緊急避難場所（ホテル等）の提供【再掲2(5)①】

## ⑥ 新市町村等と連携した各種福祉制度等の情報提供

被害者等の状況に応じて利用が可能な各種福祉制度等について、市町村等関係機関と連携し、適切な情報提供に努めます。

- ・被害者等の状況に応じた案内シート（利用可能な支援と支援提供窓口を記載）の作成・交付

## [その他の施策・事業]

### ⑦ 事情聴取時にかかる旅費の支給

犯罪被害者等が警察の事情聴取等の要請に応じる際の交通費を支給します。

### ⑧ 司法解剖時の遺体搬送費・修復費に対する経費の負担

犯罪などの被害を受け亡くなった方の司法解剖を行う際に、遺体搬送費、修復費を一部負担します。

### ⑨ 性犯罪被害者の緊急避妊等に対する経費の負担

性犯罪被害を受けた方に、避妊措置料、性感染症検査料等を負担します。

## (2) 法律問題の解決への支援

### 〔現状と課題〕

犯罪被害者等は、被害届の提出や警察での事情聴取、刑事裁判への参加など、様々な形で刑事手続きに関与することとなります。

また、相手方から示談交渉が持ちかけられることも少なくありません。さらに、被害に起因する転居や退職、相続などに伴う法的な問題に直面することもあります。

(\*3) 犯罪被害給付制度：殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものです。

警察本部または警察署で申請の受付を行います。

このような問題に対応するには、弁護士等による法的支援が必要ですが、費用面の心配等から弁護士等への相談をためらう場合が少なくありません。

これまで、サポートステーションでの支援の一環として、横浜弁護士会の協力のもとに、犯罪被害者等支援に精通している弁護士による無料の法律相談を実施してきました。

平成25年3月から5月にかけて実施した犯罪被害者等へのアンケートでは、特に必要な取組として「法律相談」をあげた方も多く、ニーズが高い支援となっています。今後とも支援の継続が必要です。

#### 【施策の方向】

犯罪被害者等支援に精通した弁護士による無料法律相談を継続し、被害者等の抱える法律問題の解決を支援します。

#### 【重点的取組】

##### ① 弁護士による法律相談の実施

犯罪被害者等に対する支援を積極的に行っており、横浜弁護士会と連携を図り、被害者等が抱える法的な問題について、被害者等が安心して相談できる無料法律相談を実施します。

#### 【その他の施策・事業】

##### ② 刑事手続き等の適切な情報提供

###### ○ 「被害者の手引」の配付

- ・ 被害の態様に応じて、今後の捜査の流れや各種相談窓口を紹介する冊子「被害者の手引」を作成し、被害者に配付します。

###### ○ 捜査状況、被疑者の検挙状況等の情報提供

- ・ 「被害者連絡制度」に基づき、被害者等に対し、捜査上支障のない範囲内で捜査状況、被疑者の検挙状況等の連絡を行います。

###### ○ 法テラス等と連携した情報提供

- ・ 刑事・民事の裁判における裁判費用に困窮する犯罪被害者等の支援（被害者参加人のための国選弁護制度、民事法律扶助制度）の窓口である法テラスや司法機関と連携して、裁判に係る支援制度の情報提供を行います。

### (3) 日常生活の支援

#### 〔現状と課題〕

犯罪被害者等は、不案内な刑事手続きや行政手続きなど各種手続きに追われる中で、様々な不安にさいなまれます。

また、通院や捜査協力などで、外出せざるを得ないことや、事件のショックなどから、家事や育児に手が回らない場合もあり、日常生活に支障をきたすこともあります。

これまで、裁判所などへの付添い支援を担う人材に生活支援も担っていただくことを計画していましたが、付添い支援には刑事裁判等についての専門的知識、ノウハウを要することから、こうした人材を被害者等の身近なところに数多く育てることは困難です。

そこで、付添い支援を担う人材とは別に生活支援を担う人材を育成し、被害者等の身近なところで生活支援が提供されるようにしていくことが必要です。

#### 〔施策の方向〕

検察庁や裁判所などへの付添い支援を引き続き提供します。

また、家事・育児の手伝い等の生活支援を提供するため、市町村や地域で活動する団体とも連携し、被害者等の置かれた状況等を理解した上で、生活支援を行うことのできる人材を育成します。

#### 【重点的取組】

##### ① 直接（付添い）支援の提供

犯罪被害者等が、被害を受けたことにより日常生活に支障をきたさないようにするために、公判、捜査協力や、行政手続きなどにかかる負担を少しでも軽減できるよう、付添いによる直接支援を、ノウハウのある民間支援団体と連携・協働して提供します。

##### ② 新生活支援を担うボランティアの育成

市町村や地域で活動する団体とも連携し、地域で活動するボランティア等を対象として、被害者等支援についての研修を行うなど、家事・育児の手伝い等の生活支援を行うボランティアを育成します。

### ③ 支援ボランティア登録制度の運用

支援を担う人材の裾野を広げるとともに、犯罪被害者等のニーズに即した支援ができるよう、支援ボランティアの登録制度を運用し、ボランティア登録者の拡大と活動の促進を図ります。

なお、生活支援ボランティアの育成を行うのにあわせて、ボランティアの区分を見直し、「直接支援ボランティア」、「生活支援ボランティア」、「普及啓発ボランティア」の3区分とします。

＜従来＞

- 直接・生活支援ボランティア
- 普及啓発ボランティア



＜見直し後＞

- 直接支援ボランティア
- 生活支援ボランティア
- 普及啓発ボランティア

### 【その他の施策・事業】

#### ④ DV被害者や被虐待児童に対する自立支援等の実施

##### ○ DV被害者の自立支援

- ・ DV被害者は一人ひとり異なった状況にあり、一時保護から自立していく過程で、精神的、経済的な問題をはじめ、住まいの確保、就労、子どものケアや就学など、様々な課題を解決する必要があるため、関係機関や民間団体が相互に連携しながら、被害者の立場に立ち、自立した生活に向けた切れ目のない支援を行います。

##### ○ 児童相談所における被虐待児童への支援

- ・ 児童相談所の一時保護所において、被虐待児童に対して、児童心理司等による心理的支援を行うとともに、教員OB等の学習指導員による学習支援を行います。

#### ⑤ 再被害防止措置の推進

##### ○ 再被害防止に向けた保護対策の推進と関係機関等との連携の充実

- ・ 犯罪被害者等が、加害者から再被害を受けるおそれの大きい場合に、被害者等との連絡を密にし、必要な助言、措置を講じるとともに、関係機関等との連携の強化を図ります。
- ・ 暴力団排除活動の関係者や暴力団による犯罪の被害者及び参考人、暴力団排除関係者、公安委員を「保護対象者」として指定し、危害が及ぶ程度に応じて必要な保護措置を講じます。

##### ○ 学校における再被害防止措置の推進

- ・ 学校における再被害防止対策の実施や、非行少年に対して、再び加害行為を行わないよう適切な指導を行います。

#### (4) 心身に受けた影響からの回復

##### 〔現状と課題〕

犯罪被害者等が被害にあったことによって受ける精神的な被害は深刻です。

こうした精神的な被害については、早期に専門家によるカウンセリング等の心理的支援を受けることが、早期回復につながると言われています。

これまで、サポートステーションでの支援の一環として、民間支援団体と連携・協働して、臨床心理士等による無料カウンセリングを提供するなど、被害者等の状況に応じた精神的なケアを実施してきました。

平成25年3月から5月にかけて実施した犯罪被害者等へのアンケートでは、特に必要な取組として「カウンセリングなど精神面でのケア」をあげた方が最も多く、ニーズが非常に高い支援となっています。今後とも支援の継続が必要です。

##### 〔施策の方向〕

サポートステーションにおいて、臨床心理士等によるカウンセリングを実施するなど、被害者等の状況に応じた心理的支援等を行います。

##### 【重点的取組】

###### ① 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施

犯罪被害者等が受けた精神的被害から一刻も早く回復できるよう、被害者等へのカウンセリング事業のノウハウのある民間支援団体と連携・協働し、カウンセリングを実施します。

また、カウンセリングを通じて精神科医療の提供が必要と判断された場合など必要に応じて、保健所等関係機関と連携し、精神科医療の受診につなげていきます。

###### ② 自助グループの紹介

民間支援団体とも連携し、被害者等が同じような苦しさ、つらさを抱えた者同士で、互いに語り合う中で、支えあっていくことを目的として集う自助グループについての情報収集に努めるとともに、必要に応じて、被害者等に対して自助グループを紹介します。

### **[その他の施策・事業]**

#### **③ 被害者等に対する適切な医療の提供**

##### **○ 迅速かつ適切な救急医療の提供**

- ・ 総合的な救急医療体制を整備し、県民に対して適切な救急医療を提供します。

##### **○ 医療機関情報等の提供**

- ・ 「かながわ医療情報検索サービス」をホームページ上で公開し、各医療機関で受けられる治療などについての情報を提供するとともに、保健福祉事務所及び精神保健福祉センターでは、被害者等から相談があった場合、随時相談に応じ、必要な医療機関等の情報を提供します。
- ・ 児童相談所においても、必要に応じて医療機関等の情報を提供します。

#### **④ 少年等への相談、精神的ケアの充実**

##### **○ 被害少年等に対する相談、支援**

- ・ 臨床心理士等の資格を有する少年相談員や、少年警察ボランティアとして活動する被害少年サポーターが、犯罪等の被害にあった少年やその保護者の相談及び精神的ケアや立ち直り支援を行います。

##### **○ 児童相談所における心理的ケアの実施**

- ・ 被虐待児童に対して、児童心理司等によるカウンセリング等の心理的支援を行います。

##### **○ 学校内のカウンセリング体制の整備**

- ・ 犯罪被害者等を含む児童・生徒や保護者等の心の問題の解決を図るため、公立中学校や県立高校等にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒へのカウンセリングや保護者等への助言などを行います。
- ・ 私立学校に対しては、人権教育研修会を通じて、学校内のカウンセリング体制の整備に関する情報を提供します。

##### **○ スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携**

- ・ 関係機関との連携を図り、犯罪被害者等を含む児童・生徒の置かれた環境に働きかけるなどの支援を行うため、社会福祉に関する専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを教育事務所に配置し、学校へ派遣します。

#### **⑤ ~~新~~被虐待児童、高齢者、障害者への対応**

- ・ 各種研修会等を通して、各学校における被害少年のケアや児童虐待の防止、早期発見等のための情報を提供するとともに、被虐待児童の早期発見、早期対応のための体制の整備に努めます。
- ・ 被虐待児童を養育する里親の養成や研修を実施するとともに、里親登録数の拡大のための広報を実施します。
- ・ 【再掲：1(3)② 児童虐待への対応】
- ・ 【再掲：1(3)② 高齢者虐待への対応】
- ・ 【再掲：1(3)② 障害者虐待への対応】

⑥ DV被害、ストーカー被害への対応

【再掲：1(3)② DV被害への対応、ストーカー被害への対応】

⑦ 高次脳機能障害<sup>\*4</sup>があり生活に困難を生じている方への支援

交通事故や病気などによる脳の障害により、理解力や判断力などの認知機能が低下する高次脳機能障害にかかる支援拠点機関として、神奈川県総合リハビリテーションセンターを位置づけ、支援コーディネーターによる専門的な相談支援や研修事業、高次脳機能障害の理解促進のための普及啓発などを行います。

⑧ 被害者等の心情を考慮した環境、施設の整備

○ 被害者支援要員制度

- ・ 支援が必要な殺人、性犯罪などの被害者等に対し、警察官の中から「被害者支援要員」を指定して、事件現場等における付添い、相談の受理等の支援活動を行います。

○ 被害者専用の事情聴取室の設置

- ・ 被害者等の精神的負担や不安の軽減を図るため、警察署の新築時には被害者専用の事情聴取室の設置を行います。

○ 被害者支援用車両の配置

- ・ 各警察署での被害者等の移動時における精神的負担や不安の軽減を図るため、車内が見えにくいようフィルムを貼るなどした被害者支援用車両の配備を進めます。

○ 性犯罪被害者への対応

- ・ 性犯罪被害者の要望に応じて、女性警察官が相談等に対応するよう努めます。
- ・ また、捜査の過程において、被害者の心情に配慮した対応に努めます。

○ 報道機関への公表内容についての配慮

- ・ 報道機関への公表内容について、個別案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。

(5) 一時的な住居の提供等

〔現状と課題〕

住居や住居周辺が事件現場となったことによって、物理的または精神的に居住困難となったり、犯罪等の被害にあったことで生計維持が困難となり、従前の住居に居住できなくなる場合があります。

これまでに、サポートステーションでの支援の一環として、緊急避難場所としてのホテル等での宿泊の提供や、その後の転居等に向けた公営住宅の一時使用を行ってきました。

(\*4) 高次脳機能障害：この障害は、交通事故で脳損傷を受けたことなどによる記憶障害、注意障害（集中力が持続できない等）、遂行機能障害（計画的に仕事や物事を処理できない等）、社会的行動障害（感情のコントロールができない等）などを主たる原因として、日常生活及び社会生活に支障がでる障害を指します。

平成 23 年度からは、新たに民間団体と連携し、民間賃貸住宅に関する情報提供も行っています。

しかし、緊急避難場所として提供するホテル等の宿泊については、原則として、3泊までとしていることから、その後も自宅に帰れない被害者等について、住居の確保に関する支援が求められています。

#### 【施策の方向】

緊急避難場所としてホテル等に宿泊した被害者等が、その後の住居を円滑に確保できるよう、公営住宅への一時的入居機会の拡大や手続きの迅速化を図るとともに、民間賃貸住宅に関する情報提供を行います。

#### 【重点的取組】

##### ① 緊急避難場所（ホテル等）の提供

被害直後の避難場所として、被害の態様や再被害の恐れなどを考慮した上で、犯罪被害者等の利便性に配慮したホテル等を提供します。

なお、ホテル等の提供については、原則3泊までとしますが、被害者等の状況に応じて例外の運用を検討します。

##### ② 住居の確保への支援

- 犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、県営住宅への入居による支援を行います。また、市町村営住宅の一時使用等について、市町村と連携した取組を進めます。
- 被害者等の転居へ向けた支援として、民間団体と連携し、民間賃貸住宅に関する情報提供を行います。

#### 【その他の施策・事業】

##### ③ DV被害者等や被虐待児童の一時保護

###### ○ DV被害者等の一時保護

- ・ 配偶者等からの暴力により、その被害者及び同伴する家族が避難したい場合などについて、保護施設において一時保護を行います。

###### ○ 児童相談所による一時保護

- ・ 虐待されている児童を保護者から引き離す必要がある場合、児童相談所の一時保護所等において一時保護を行います。

##### ④ DV被害者の住居の確保への支援

- ・ 一時保護後等の自立した生活に向けて、公営住宅の利用についての助言など、DV被害者の住居の確保への支援を行います。

### 3 県民・事業者の理解の促進

犯罪被害者等の多くが、周囲の無理解や心ない言動に苦しめられています。こうした状況を改善するためには、被害者等が日常的に接する様々な人々が、被害者等の置かれた状況や痛み・苦しみなどについて理解し、できるところから支援をするなど、被害者等を温かく支えていくことが必要です。

被害者等を支える地域社会の形成に向けて、県民や事業者が、被害者等の置かれた状況や支援の必要性などについての理解を深めるための取組を進めます。

#### (1) 県民・事業者の理解の促進

##### 【現状と課題】

犯罪被害者等の置かれた状況や支援の必要性について県民等の理解を促進するため、犯罪被害者週間にあわせたキャンペーン等における普及啓発や、学生や事業者向けの教材（DVD）の開発、学校や事業所、地域での理解促進講座などを実施してきました。

しかし、被害者等の置かれた状況や痛み・苦しみ、支援の必要性についての理解が県民等に十分浸透しているとは言い難い状況にあります。

##### 【施策の方向】

犯罪被害者週間にあわせたキャンペーンに限らず、様々な機会を捉えて、普及啓発を実施します。

また、市町村や学校、事業者団体など様々な関係機関・団体と連携・協働して、被害者等の声を伝える講座の拡大を図るなど、県民・事業者に対する被害者等への理解促進を図ります。

##### 【重点的取組】

###### ① 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開

安全・安心まちづくりの推進体制である「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」を犯罪被害者等支援における推進体制としても位置づけ、犯罪被害者等支援についても県民総ぐるみ運動として展開します。

- ・協議会参加団体による自主的な取組の促進（情報提供等）
- ・広報・普及啓発における協議会参加団体との連携

## ② 被害者等への理解についての普及啓発の推進

犯罪被害者等への理解を促進するために、様々な媒体を活用した広報を行うとともに、様々な機会を捉えて市町村や関係機関・団体等と連携した普及啓発を行います。

また、犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）にあわせ、被害者等の置かれた状況や支援の必要性について理解を深め、自らできる支援について考える契機となる「犯罪被害者等支援キャンペーン」を実施します。

- ・市町村の広報紙や庁舎ロビーの活用など市町村と連携した広報・普及啓発の実施
- ・民間支援団体と連携した犯罪被害者等支援キャンペーンの実施

## ③ 犯罪被害者等理解促進講座の実施

- 学校、地域、事業者団体と協働し、犯罪被害者等の生の声を伝えたり、既存の教材（DVDなど）を活用するなど、被害者等の受けた痛みや苦しみなどについて被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を県内各地で実施します。
  - ・学校や事業者団体の会合等での理解促進講座の実施
  - ・市町村と協働した地域住民等を対象とした理解促進講座の実施
- 中学生及び高校生を対象に、被害者等の実情を伝えることで、社会全体で被害者等を支え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るために、「いのちの大切さを学ぶ教室」、「いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール」を開催します。

### 〔その他の施策・事業〕

#### ④ 新性犯罪・性暴力被害についての普及啓発の推進

「挑発的な服装や態度が被害を招く」など「被害者にも非があるのではないか」という誤った認識を是正し、性犯罪・性暴力被害者が相談しやすい環境づくりを進めるため、講演会などによる普及啓発を行います。

#### ⑤ 様々な機会・媒体を用いた情報の提供

##### ○ 各種月間・週間等における啓発事業等の実施

- ・児童虐待防止推進月間（11月）に、広報紙に児童虐待防止を呼びかける記事を掲載するとともに、児童虐待防止を啓発する講演会を開催します。
- ・かながわ人権週間（12月初旬）における「神奈川県人権啓発推進会議」が開催する「人権メッセージ展」で、犯罪被害者等の人権について理解を深めるための啓発事業を行います。

- ・ 11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力をなくすため、啓発事業を行います。

○ ホームページ等を活用した情報提供

- ・ 電子メール及び県警察のホームページで、子どもに対する声かけ事案など、子どもの安全に関わる情報を提供します。
- ・ 各種広報媒体を活用し、被害者等への支援情報の提供などを行います。
- ・ 防犯教室等において、被害者等支援についての啓発や情報提供を行います。

⑥ 交通事故防止についての普及啓発の推進

○ 交通安全教育の実施

- ・ 交通安全指導員による幼稚園・保育所の教職員や保護者を対象とした幼児交通安全指導実技研修会を実施し、交通安全に対する意識を高めるとともに広報、啓発を行います。  
また、高齢者に対しては、交通安全県民運動の一環として、市町村等との共催による参加体験型のシルバーリーダー養成研修会を行います。
- ・ 交通事故の悲惨さについて理解を深めてもらうため、交通安全教室の参加者、各種講習の受講者等を対象に、交通事故当事者等の手記をまとめた冊子等を活用した講話を実施します。
- ・ 運転者の交通安全意識の高揚と交通ルールの遵守、正しい交通マナーの向上を図るため、ビデオテープ、DVDを学校、職場、自治会等へ貸出します。

○ 交通安全に係るデータ等の提供

- ・ 交通安全に係る基礎データを県民に提供し、交通事故の実態についての理解促進や交通安全運動の推進を図ります。
- ・ 県及び県警察のホームページで、高速道路等における交通死亡事故発生状況、交通事故発生状況を公表し、事故防止に関する啓発を行います。

⑦ 事業者・団体の理解の促進

○ 様々な機会を通じた理解促進

- ・ 事業者・団体の会合など、様々な機会を通じ、事業者・団体等への情報提供や普及啓発を実施します。

○ 労働相談を通じた事業主の理解の促進等

- ・ 労働相談事業を通じて、国（公共職業安定所）が事業者に対して実施している、犯罪被害者等を含む労働者の労働条件等雇用管理全般に関する理解促進の取組を紹介します。
- ・ 労働相談事業を通じて、国（厚生労働省）が行う犯罪被害者等に係る個別労働紛争解決制度や総合労働相談コーナーを紹介します。

## ⑧ いのちの大切さに関する教育の推進

### ○ 学校教育を通じたいのちの大切さに関する教育の推進

- ・ 子どもたちの社会性や規範意識の低下、不登校やいじめ・暴力行為などの教育課題、自殺や若者の自立をめぐる問題が生じている中、他者への思いやりや自分を大切にする心を育み、かながわを担う人づくりを進めるため、各学校で、あらゆる教育活動を通して、「いのちの授業」を展開します。
- ・ いのちの大切さや人との関わり方等の教育に資するため、県内の小・中学校の児童・生徒に対して「心のノート」を配布します。
- ・ 県内の公立小・中学校の中から、県で「研究委託校」を指定し、自然体験やボランティア活動などの社会体験等、児童・生徒の心に響く体験活動を通じて、豊かな人間性や社会性を育む教育の推進を図ります。

### ○ 家庭教育の推進

- ・ 家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック・すこやか」を作成・配布し、いのちの大切さや思いやり等に関する家庭教育の推進を図ります。
- ・ 幼児から中学生までの子どもを持つ保護者等を対象とする家庭教育情報提供番組「すこやかファミリー」のインターネット配信及び番組ビデオの貸出しを行い、家庭教育の推進を図ります。

## ⑨ 人権教育、犯罪防止教育の推進

### ○ 人権教育研修会の実施等

- ・ 市町村職員、公私立学校の教職員などを対象として実施する人権教育研修講座等の際に、犯罪被害者等の人権問題を含めた研修を行います。
- ・ 教職員一人ひとりが犯罪被害者等の人権問題を含めた人権尊重の理念、人権教育の意義やねらいについて正しく理解し、学校における人権教育を推進するため、「人権教育ハンドブック」を県ホームページに掲載します。

### ○ いじめや暴力行為の防止活動の推進

- ・ 私立学校設置者や学校の教職員を対象として開催する研修会等において、犯罪防止教育に係る情報提供を行い、犯罪の未然防止を図ります。
- ・ いじめや暴力行為防止のために設けた会議において、学校、教育委員会、PTA等の関係機関と情報交換等を行うなどして、児童、生徒及び家庭への啓発活動を支援、または、自ら実施します。

## 4 被害者等を支える人材の育成

犯罪被害者等の受けた被害をできる限り早く軽減し、被害者等を支える地域社会を形成するためには、被害者等への支援を直接目的として活動する人材だけでなく、被害者等に接する様々な人材が被害者等の置かれた状況などを理解し、被害者等を支えていくことが必要です。

被害者等からの相談への対応や裁判所等への付添いなどを行う人材から、家事・育児の手伝いなど生活支援を提供する人材、保健医療・福祉サービスの提供などで被害者等を支える人材など、被害者等を支える様々な人材を育成します。

### (1) 被害者等を支える人材の育成

#### 〔現状と課題〕

被害者等を支える人材として、被害者等からの相談への対応や付添い支援など幅広く被害者等支援に従事するボランティアの養成を中心に人材育成を行ってきました。

しかし、こうした専門的知識・ノウハウをもったボランティアだけでなく、被害者等の身近にいて、被害者等の置かれた状況などを理解し、話し相手になったり、家事・育児の手伝いなどの生活支援を提供したりする人材を育成し、地域でも被害者等を支えていくことが必要です。

また、市町村等行政機関の職員など、被害者等に接する可能性が高い機関や団体の職員等が、被害者等の置かれた状況などを理解し、支援を提供することも必要です。

#### 〔施策の方向〕

犯罪被害者等支援員養成講座により相談や付添い支援などに従事する人材を養成するほか、新たに家事・育児の手伝いなどの生活支援を担う人材を育成します。

また、市町村職員など被害者等に接する可能性の高い人材を対象とした研修を実施します。

### **【重点的取組】**

#### **① 犯罪被害者等支援員養成講座の実施**

犯罪被害者等支援の裾野を広げ、被害者等からの電話相談に応じる相談員や裁判所等に付き添う直接支援を担う支援員を養成するための支援員養成講座を実施します。

#### **② 新生活支援を担うボランティアの育成【再掲 2(3)②】**

#### **③ 支援ボランティア登録制度の運用【再掲 2(3)③】**

### **【その他の施策・事業】**

#### **④ 新性犯罪・性暴力被害者への対応についての研修の実施**

性犯罪・性暴力被害者の心情に配慮した適切な対応が行われるよう、産婦人科の医療従事者等を対象とした研修を実施します。

#### **⑤ 職員等に対する研修の充実等**

- ・ 県職員や市町村職員等を対象に、犯罪被害者等の心情や県の支援施策の理解のための研修を実施します。
- ・ P T S D対策、思春期精神保健専門家の養成のため、厚生労働省が精神科病院協会や国立精神・神経センターに委託している研修への各所属（精神保健福祉センター・保健福祉事務所等）職員の参加を促進します。
- ・ 児童虐待防止のため、死亡事例検証を実施します。

資 料 編

## 県内の犯罪情勢等

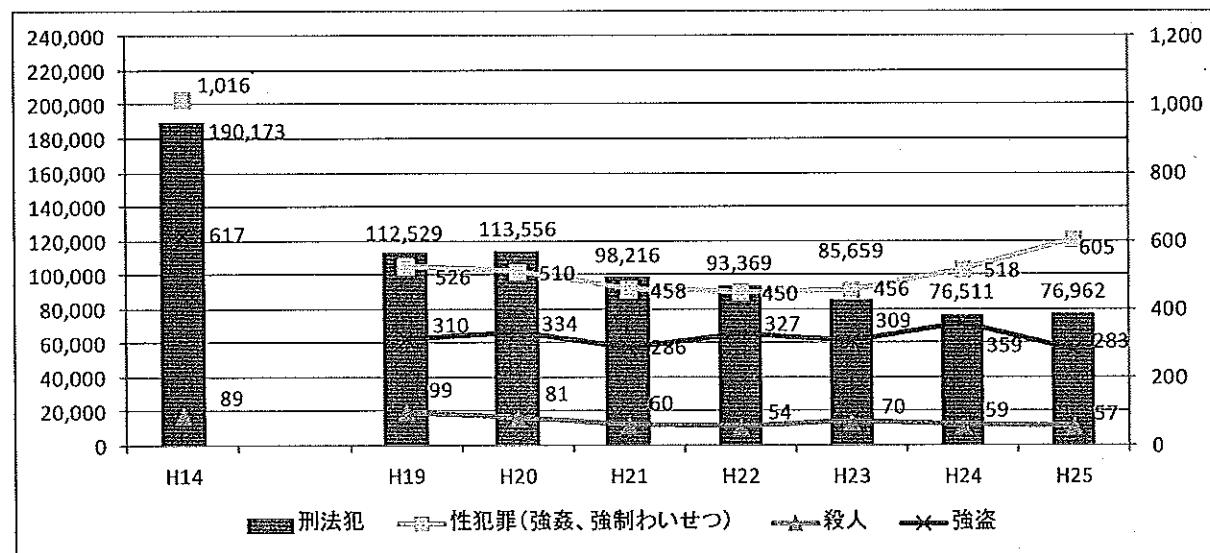
神奈川県内の刑法犯認知件数は、平成7年から8年連続で戦後最多を更新し、平成14年には、刑法犯認知件数が190,173件と最悪を記録しましたが、平成15年以降、認知件数は減少傾向となり、平成25年の刑法犯認知件数は平成14年と比較すると約4割の件数となりました。

しかしながら、性犯罪（強姦、強制わいせつ）の認知件数は、平成14年の1,016件からはほぼ半減となったものの、平成23年から増加傾向で推移しています。

また、平成25年中の交通事故死者数は、168人で、統計が残る昭和23年以降で過去最少となったものの未だ厳しい情勢にあります。

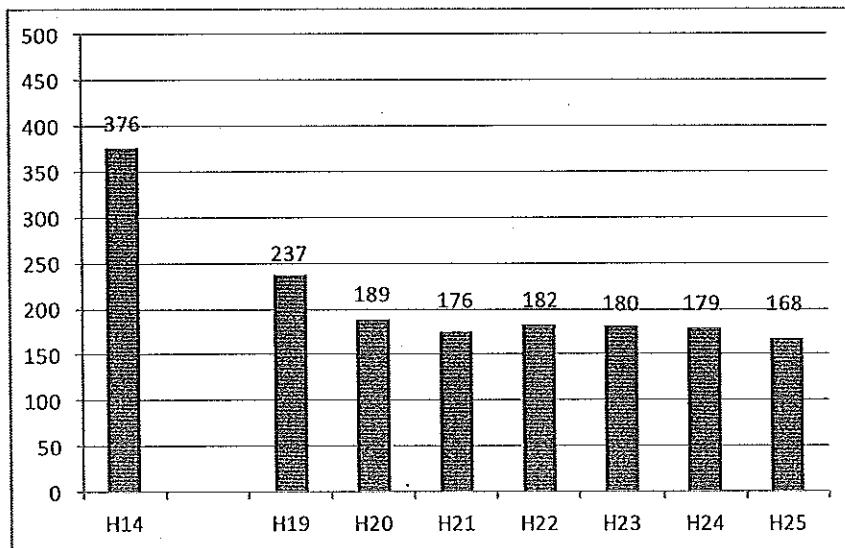
なお、条例では、犯罪被害者等を「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者及びその家族又は遺族」と広範に捉えており、また、例えば性犯罪の被害者は被害の届出をためらうケースが多いと言われていることなどを考慮すると、支援の対象となる犯罪被害者等は、ここであげた刑法犯や交通事故などの被害者にとどまるものではありません。

### 県内の刑法犯及び性犯罪（強姦、強制わいせつ）の認知件数の推移



神奈川県警察本部調べ。平成25年は暫定値

### 県内の交通事故死者数の推移



神奈川県警察本部調べ

## 犯罪被害者等支援に対する県民の意識

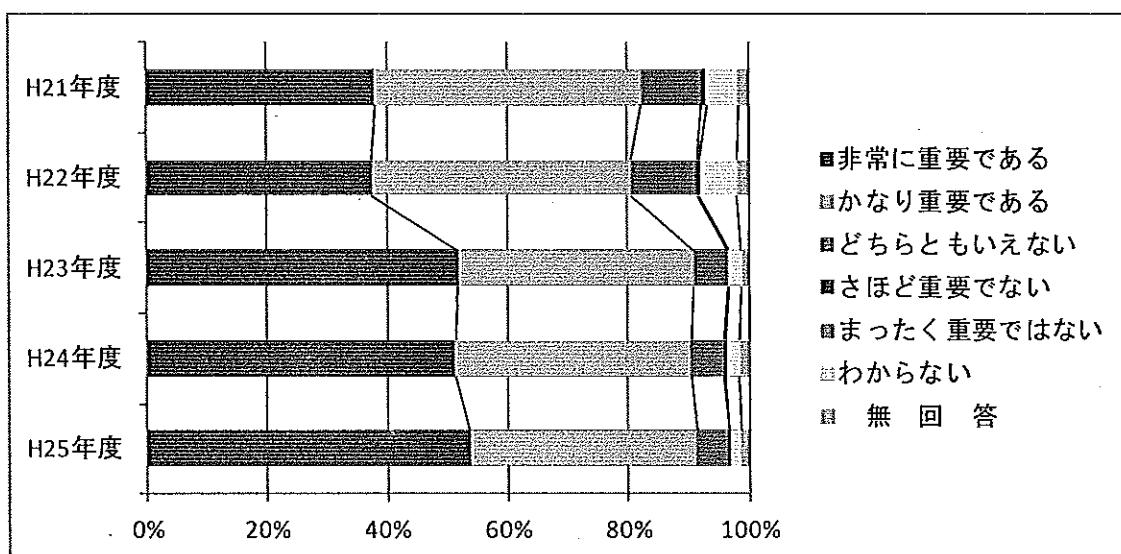
### 1 県民ニーズ調査結果

県が毎年、県内在住の満20歳以上の男女（外国籍県民を含む）3,000人を対象に実施している「県民ニーズ調査」において、犯罪被害にあった場合に、適切かつきめ細かな支援が十分受けられることについて、「非常に重要である」と「かなり重要である」をあわせた【重要である】が、平成21年度では82.2%、25年度では、91.5%でした。

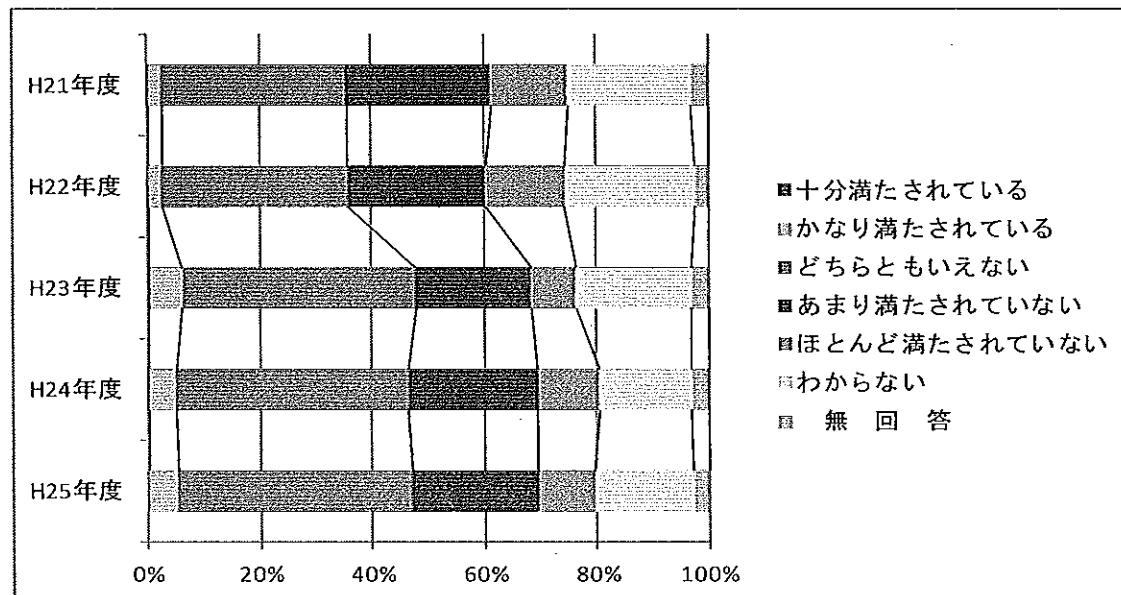
その一方、犯罪被害にあった場合に、適切かつきめ細かな支援が十分受けられることについて、「十分満たされている」と「かなり満たされている」をあわせた【満たされている】の回答は、平成21年度は2.7%、25年度は5.4%となっており、「あまり満たされていない」と「ほとんど満たされていない」をあわせた【満たされていない】の回答は平成21年度が39.3%、25年度は32.5%で、県民の満足度はほとんど変化していない状況となっています。

犯罪被害にあった場合に、適切かつきめ細かな支援が十分受けられること\*について

【重要度】 \*22年度以前は「犯罪の被害にあった場合の支援制度が充実していること」



【満足度】

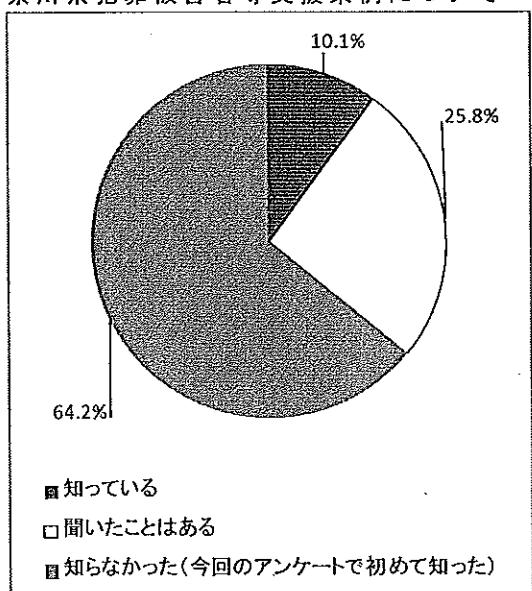


## 2 e-かなネットアンケート結果

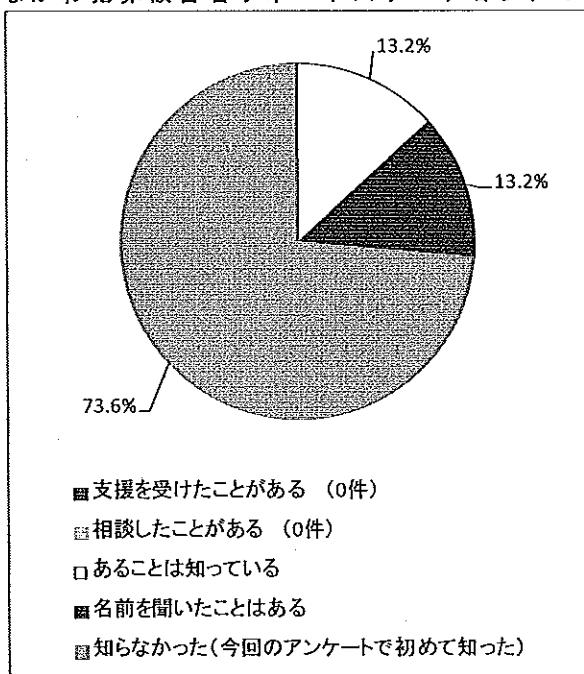
平成25年5月から6月にかけて、インターネットを利用して犯罪被害者等への支援に関するe-かなネットアンケートを実施したところ、159人から回答があり、神奈川県犯罪被害者等支援条例について「知っている」が10.1%、「知らなかった（今回のアンケートで初めて知った）」が64.2%という結果となりました。

また、同アンケートで「かながわ犯罪被害者サポートステーション」については、「知らなかった（今回のアンケートで初めて知った）」が73.6%でした。

神奈川県犯罪被害者等支援条例について

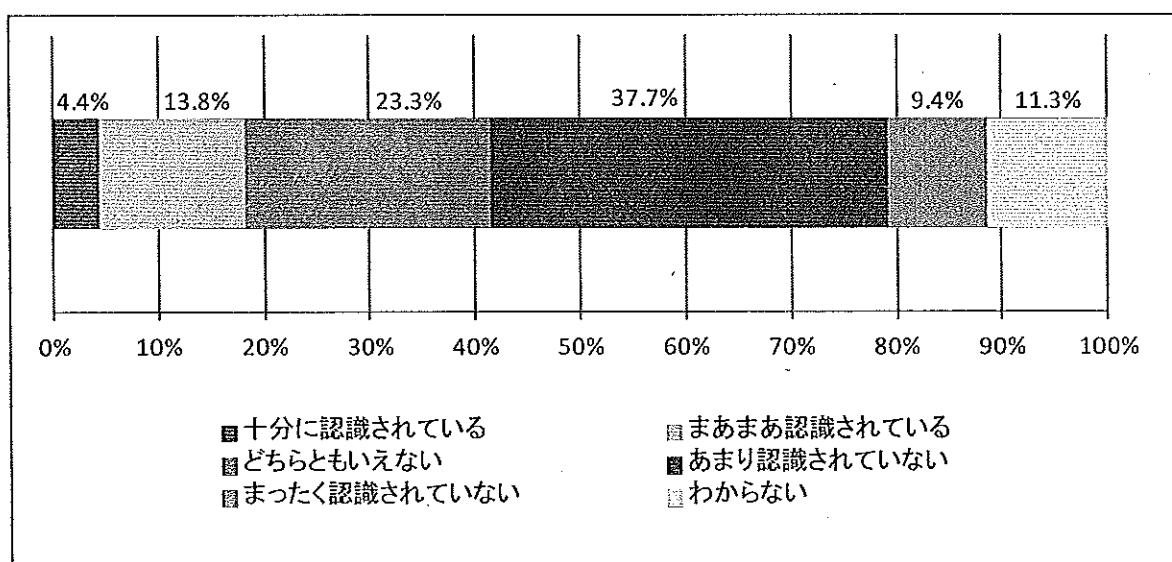


かながわ犯罪被害者サポートステーションについて



### 犯罪被害者等が直面している問題や支援の必要性についての認識

～あなたは、あなたの身近な人たちに、犯罪被害者等が直面している問題や支援の必要性が認識されていると思いますか～



## 犯罪被害者等へのアンケート結果

平成25年3月から5月にかけて、県内の犯罪被害者等を対象にアンケート調査を実施したところ、犯罪被害者等への支援を進める上で特に必要な取組については、

- ・カウンセリングなど精神面でのケア(74.4%)
- ・事件に関することや受けられる支援についての情報提供(71.8%)
- ・裁判などに関する手続についての法律相談(53.8%)

が多く、

犯罪被害者等の方々を県民全体で温かく支える地域社会づくりのため必要な取組については、

- ・犯罪被害者等に接する可能性の高い機関や団体の職員などの研修(56.4%)
- ・ボランティアなど犯罪被害者等を支える人材の育成(51.3%)
- ・地域住民を対象とした普及啓発(38.5%)
- ・マスメディア等を活用した幅広い情報提供・普及啓発(35.9%)

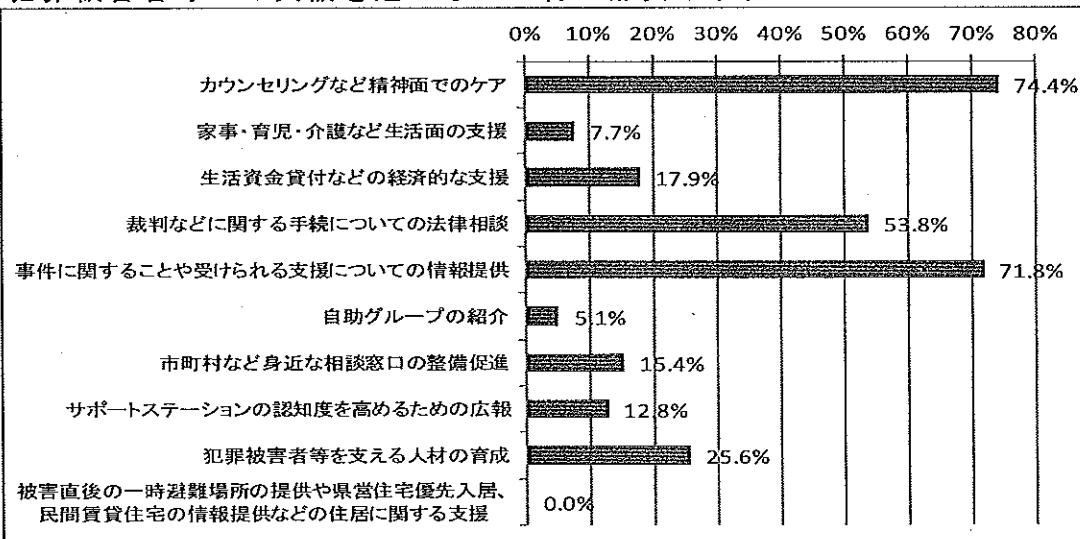
が多くなっていました。

### ○犯罪被害者等に対するアンケートについて

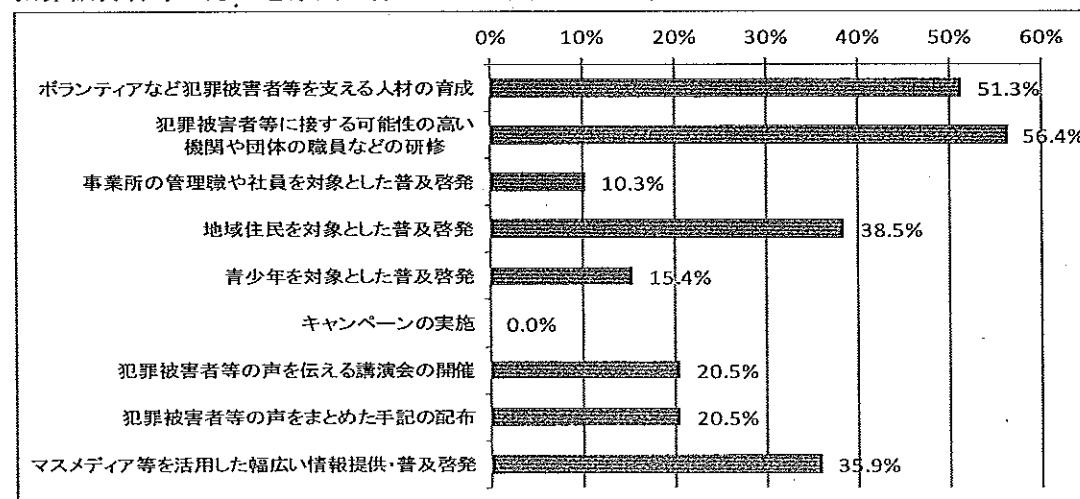
平成25年3月から5月にかけ、県が実施。

県警察本部被害者支援室及び特定非営利活動法人神奈川被害者支援センターを通じ、内諾を得られた犯罪被害者等92人に調査票を郵送し、39人から回答を得た。(回収率 42.4%)

### 犯罪被害者等への支援を進める上で特に必要な取組について



### 犯罪被害者等の方々を県民全体で温かく支える地域社会づくりのため必要な取組について



## 犯罪被害者等支援推進計画（平成21年度～25年度）における重点的取組の実施状況

\* 平成25年度の実績値は未集計のため、年度別一覧表は平成24年度までの実績値を記載しています。

### 1 総合的支援体制の整備

#### ① かながわ犯罪被害者サポートステーションの設置・運営

- 犯罪被害者等が自ら様々な機関に足を運んだり、何度も説明することなく、事件後の初期的支援から中長期的支援に至るまで、一つの窓口で必要とする情報や支援を一元的に受けることができる「場」として、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（以下「サポートステーション」という。）を平成21年度に設置した。
  - ・県、県警察、民間支援団体（NPO法人神奈川被害者支援センター）の三者が一体となって、支援を実施
  - ・平成23年度以降は、支援を充実  
　民間賃貸住宅に関する情報提供を開始  
　法律相談を1回から2回まで、カウンセリングを4回までから原則として10回までと充実

#### <サポートステーションの相談・支援の実績>

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
支援件数	法律相談	56件	65件	82件	88件
	カウンセリング	66件	96件	82件	70件
	付き添い支援	85件	122件	213件	207件
	生活資金貸付	3件	1件	1件	0件
	一時的な住居の提供等	2件	1件	7件	6件
	合計	212件	285件	385件	371件
相談件数		(1,071件)	(1,017件)	(792件)	(943件)
相談件数		1,143件	878件	790件	1,074件

\* 支援件数の（ ）内は県警察が早期危機介入として独自に実施した支援を含む件数

\* 「一時的な住居の提供等」：緊急避難場所（ホテル等）の提供、公営住宅等の一時使用、民間賃貸住宅に関する情報提供

- サポートステーションの周知を図るため、様々な手法でサポートステーションの広報を実施した。

- ・市町村との会議、「犯罪被害者週間」キャンペーン等の様々な機会を捉えた説明やリーフレットの配布等（21年度～25年度）
- ・著名人を起用したポスターの作成、県内病院や薬局等への掲示（23年度）
- ・新聞、フリーペーパーへの広告掲載（23年度～24年度、ただし、新聞は23年度のみ）
- ・知事出演の動画の作成（23年度）、テレビ神奈川等での放映（23年度～25年度）
- ・性犯罪被害者を対象としたカード、ステッカーの作成、配布（24年度～25年度）
- ・市町庁舎のロビーでの動画放映や市の広報紙での紹介（25年度）

#### ② 緊急支援態勢の整備

- 県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大事案が発生した場合において円滑な支援ができるよう、神奈川県被害者支援連絡協議会において、各会員の役割分担と連絡体制を定めた「特異事案発生時における総合的な被害者支援体制」を定めている。
  - ・実際に重大事案が発生した場合に、同支援体制を中心とした支援が円滑に行われるよう、神奈川県被害者支援連絡協議会において事例検討等を実施した。

## 2 支援関係機関との連携

### ① 支援関係機関ネットワークの構築

- 犯罪被害者等に支援を提供する機関相互の情報共有を進めるとともに、犯罪被害者等へ個別具体的な支援を提供するに当たり、どの機関を起点としても、必要な支援を提供できる「支援関係機関ネットワーク」を構築するため、次の取組を実施した。
  - ・犯罪被害者支援関係機関ネットワーク会議、市町村主管課長会議による情報交換等  
(21年度～25年度)
  - ・市町村実務担当者会議による事例検討等 (22年度～24年度)
  - ・県産科婦人科医会と県、県警察、NPO法人神奈川被害者支援センターとの間で「性犯罪被害者への支援における連携・協力に関する協定」を締結 (平成24年2月)
  - 協力病院等において、各施設等の状況に応じて被害者の心情に配慮した対応等を実施  
(協力病院等 平成25年12月末現在 66の病院及び診療所)

### ② 犯罪被害者等支援施策集（仮称）の作成と活用

- 県内で受けることのできる犯罪被害者等支援施策を取りまとめた「犯罪被害者等支援ハンドブック～神奈川県内の支援施策・事業一覧～」を作成 (21年度)、研修会等で活用

## 3 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供

### (1) 経済的負担の軽減

#### ① 生活資金貸付の実施

- 当座の生活資金に困窮する犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、被害にあったことで生ずる医療費などの不測の経費等について貸付を実施した。

	貸付件数			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
① 犯罪被害者等給付金の支給 対象となる犯罪被害者等 (支給額の上限：100万円)	1件	1件	0件	0件
② ①の対象とならないが故意の犯罪行為により傷病を負った犯罪被害者等 (支給額の上限：30万円)	2件	0件	1件	0件
合計	3件	1件	1件	0件

#### ② 事情聴取時にかかる旅費の支給

- 犯罪被害者等が警察の事情聴取等の要請に応じる際の交通費を支給した。

#### ③ 犯罪被害給付制度の周知等

- ふれあい警察展、犯罪被害給付金等に係る広報重点月におけるキャンペーン等の取組、関係機関との会議出席時、職員研修実施時等において広く制度の周知を図った。
- 申請対象被害者等に対する適切な教示と迅速な裁定に努めた。

### (2) 弁護士等による相談体制の充実

#### ① 弁護士による法律相談の実施

- 犯罪被害者等に対する支援を積極的に行っており、横浜弁護士会と連携を図り、犯罪被害者等が抱える法的問題について、犯罪被害者等が安心して相談できる無料法律相談を実施した。
  - ・平成23年度から、初回のみの無料相談を2回まで無料として、支援の充実を図った。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法律相談の実施	56件	65件	82件	88件

### (3) 日常生活の支援

#### ① 直接・生活支援の提供

- NPO法人神奈川被害者支援センター及び県警察が、公判への付添い等の支援を実施した。

	支 援 内 容	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
NPO 法人神奈川被害者支援センター	公判への付添い等	85 件	122 件	213 件	208 件
県警本部警務部警務課 被害者支援室	弁護士相談への付添い、代理傍聴等	201 件	131 件	35 件	116 件

#### ② 支援ボランティア登録制度の実施

- 支援を担う人材の裾野を広げるとともに、犯罪被害者等のニーズに即応できるよう、直接支援や生活支援を行う支援ボランティアの登録制度を創設し、ボランティアの募集と登録・管理を行った。

##### 【ボランティアの種類】

###### ・直接・生活支援ボランティア

犯罪被害者等が、事件に関連して、警察、裁判所等に行く際の付添い（直接支援）や簡単な家事の手伝い（生活支援）を行う。

###### ・普及啓発ボランティア

犯罪被害者等講演会、キャンペーンなど、県等が行うイベントに参加し、普及啓発活動を行う。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
支援ボランティア登録者数	73名	79名	90名	102名

### (4) 心身に受けた影響からの回復

#### ① 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施

- 犯罪被害者等が受けた精神的被害から一刻も早く回復できるよう、臨床心理士等による無料カウンセリングを実施した。

・平成23年度から、サポートステーションによる無料カウンセリングの回数を4回までから、原則として10回までとして、支援の充実を図った。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
サポートステーション（NPO 法人神奈川被害者支援センター）によるカウンセリングの実施	66 回	96 回	82 回	70 回
県警察被害者カウンセラーによるカウンセリングの実施	658 回	601 回	372 回	456 回

### (5) 一時的な住居の提供等

#### ① 緊急避難場所（ホテル等）の提供

- 事件発生直後において一時的に安全な居住場所を確保する必要があると認めた被害者等に対し緊急避難場所としてホテル等を提供した。

・円滑なホテル等提供のため、大手ホテルチェーン、横浜市内、横須賀市内、小田原市内、厚木市内など計36箇所（平成25年12月末現在）のホテルと協定等を締結。

[ 21年度：23箇所、22年度：2箇所増、24年度：1箇所増、25年度（12月まで）：10箇所増 ]

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
ホテル等の提供	2 件	1 件	3 件	3 件

## ② 公営住宅等の一時使用

- 犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、公営住宅への一時入居による支援を行った。
- 平成23年3月に（公社）神奈川県宅地建物取引業協会と、平成25年10月に（公社）全日本不動産協会神奈川県本部と、「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の情報の媒介等に関する協定」を締結し、転居を希望する被害者等に対して、民間賃貸住宅の情報提供等による支援を行った。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
公営住宅の一時入居	0件	0件	1件	0件
民間賃貸住宅の情報提供	—	—	3件	3件

※ 当事業は重点的取組ではないが、前記の「緊急避難場所（ホテル等）の提供」との関連が深いため、記載した。

## 4 県民・事業者の理解の促進

### ① 犯罪被害者週間における広報、啓発の推進

- 犯罪被害者等の置かれた状況や支援の必要性について理解を深め、自らできる支援について考える契機となる「県民のつどい」や、犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）にあわせた「犯罪被害者週間キャンペーン」を実施した。

	会場数・参加者数			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
県民のつどい(*1)	1会場・ 約250人	—	—	—
犯罪被害者週間キャンペーング(*2)	1会場・ 約5,000人	1会場・ 約5,200人	4会場・ 延べ12,100人	5会場・ 延べ14,000人

\*1：内閣府、県、県警察の共催による「国民のつどい神奈川県大会」を開催

\*2：NPO法人神奈川被害者支援センター、県、県警察の共催

### ② 犯罪被害者等理解促進プログラムの作成・活用

- 若年層を対象として普及啓発を行うため、平成21年度に中学・高校生向けに作成した、犯罪被害者等の置かれた状況などへの理解を促進する教材（DVD・パンフレット）等を活用し、授業を実施した。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
授業の実施	中学 1校 高校 1校	中学 2校 大学 2校	中学 8校 高校 1校 大学 1校 養護学校 1校	大学 1校 専門学校 2校 計4回
	計2回	計4回	計11回	【中学・高校 73回】

\*【】は、県警察が「いのちの大切さを学ぶ教室」として実施。

### ③ 犯罪被害者等理解促進キャラバンの実施

- 学校、地域、事業者団体と協働し、犯罪被害者等の生の声を伝えたり、被害者等の置かれた状況などへの理解を促進する教材（DVD等）を活用するなど、被害者等への理解を促進するための講座等を県内各地で実施した。
  - ・学校を対象とした理解促進事業は、上記4-②を参照。
  - ・犯罪被害者等の講演を内容とする犯罪被害者等理解促進協働公開講座\*等を、地域の住民等を対象に実施した。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
理解促進公開講座	2事業者団体 3大学	県内6箇所	県内5箇所	県内4箇所
参加人数計	約380名	約380名	約720名	約250名

\*22年度から、市町村との協働で講座を実施

- ・平成22年度に事業者向けに作成した、犯罪被害者等の置かれた状況などへの理解を促進するDVDを活用した研修など、事業所を対象とした研修会を実施した。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
事業所向け研修会	一	2事業所	5事業所	1事業所

## 5 人材の育成

### ① 犯罪被害者等支援員養成講座の実施

- 犯罪被害者等からの相談対応や裁判所への付き添い支援など犯罪被害者等への支援活動にボランティアとして取り組む人材を育成するため、犯罪被害者等支援員養成講座（初級・中級編、上級編）を実施した。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
初級・中級編（10日間）	受講者30名	受講者28名	受講者28名	受講者33名
上級編（10日間）	受講者32名	受講者33名	受講者31名	受講者22名

## 6 推進体制の整備と地域活動との連携

### (1) 推進体制の整備

#### ① 神奈川県安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開

- 「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」総会において、毎年度、参加団体等ができることから犯罪被害者等に対する理解の促進に取り組むよう努めることを含めた行動計画を決定するとともに、県から、参加団体等に対して、随時、ポスターの掲示など普及啓発への協力を依頼した。

#### ② 警察署被害者支援ネットワーク（連絡協議会）を母体とした地域レベルでの運動の展開

- 県内54警察署に設置されている被害者支援ネットワーク（構成：市区町村、病院、不動産・運送業等民間企業）総会などにおいて、被害者支援の必要性等を説明し、地域レベルでの活動支援を依頼した。

### (2) 地域活動との連携

#### ① 自主防犯活動団体等への情報の提供等

- 犯罪のない安全・安心なまちづくりに関する情報誌「くらし安全通信」や、安全・安心なまちづくりに関する情報を電子メールで配信する「あんあんネットメールマガジン」などに犯罪被害者等支援に関する情報を掲載した。

## 神奈川県犯罪被害者等支援条例

〔平成21年3月27日  
条例第3号〕

### (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成の促進を図り、もって安心して暮らすことができる県民生活の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、県内に住所を有するものをいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、地域社会で再び平穏な日常生活を営むことができるようするための取組をいう。
- (4) 犯罪被害者等支援施策 県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。
- (6) 県民等 県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体並びに民間支援団体をいう。

### (基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、すべての犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重され、及び犯罪被害者等が犯罪等により壊された日常生活を早期に回復できるよう犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、すべての県民が犯罪被害者等と共に生きる地域社会の一員として尊重し、犯罪被害者等の置かれている状況についての理解を深め、及び犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏に十分配慮して、それぞれの立場における自発的な取組を行うことができるよう推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な日常生活を営むことができるようになるまでの間において様々な支援が必要であることを踏まえ、県、県民等及び市町村が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

### (県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、総合的な犯罪被害者等支援施策を策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

- 2 県は、犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に当たっては、国、他の地方公共団体及び県民等との連携及び協力を努めるものとする。
- 3 県は、県民等による犯罪被害者等支援及び市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、県民等及び市町村に対し、情報の提供、啓発活動、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

### (県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるものとする。

### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに際しては、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等支援の推進に努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を生かし、犯罪被害者等支援を推進するとともに、犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援推進計画の策定)

第8条 知事は、犯罪被害者等支援施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「犯罪被害者等支援推進計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等支援推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、犯罪被害者等支援推進計画を定め、又は変更しようとするときは、県民等及び犯罪被害者等その他の関係者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、犯罪被害者等支援推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(総合的支援体制の整備)

第10条 知事及び公安委員会は、民間支援団体と連携し、及び協力して、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、犯罪被害者等支援を一体となって実施するために必要な総合的な支援体制（次項において「総合的支援体制」という。）を整備するものとする。

2 総合的支援体制の整備に当たっては、市町村その他犯罪被害者等支援に關係する機関及び団体と緊密に連携し、犯罪被害者等がどの機関及び団体を起点としても同様に必要とする支援が受けられるよう努めるものとする。

(経済的負担の軽減)

第11条 県は、犯罪被害者等の日常生活に支障を来すことがないよう、犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(弁護士等による相談体制の充実等)

第12条 県は、犯罪被害者等が犯罪等に起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るために、犯罪被害者等支援に精通している弁護士等による相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第13条 県は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、病院等への付添い、家事、育児その他の日常生活の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第14条 県は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるよう、心理相談その他の必要な施策を講ずるものとする。

(一時的な住居の提供等)

第15条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第16条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するために必要な施策を講ずるものとする。

2. 県は、犯罪被害者等が配慮に欠ける言動により更なる被害を受けることなく、適切な支援を受けることができるよう、行政機関の職員、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に關係する団体の業務に従事する者その他の関係者に対し、犯罪被害者等支援に係る研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体等に対する支援)

第17条 県は、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関する団体及び民間支援団体を組織しようとする者が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進できるよう、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第18条 県は、県民が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう、情報の提供、啓発活動、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(事業者の理解の増進)

第19条 県は、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備改善その他の犯罪被害者等支援を推進できるよう、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第20条 県は、県民等、市町村その他犯罪被害者等支援に関する機関と連携して、犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、県民等、市町村その他犯罪被害者等支援に関する機関と連携して、当該管轄区域における犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

(地域における犯罪被害者等支援の推進)

第21条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止する等地域における犯罪被害者等支援を推進するため、地域において犯罪の発生する機会を減らすための取組を推進する民間の団体その他の地域に密着した活動を行う民間の団体に対し、防犯及び犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(緊急支援の実施)

第22条 県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案により被害を受けた者及びその家族又は遺族に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関する団体及び市町村その他犯罪被害者等支援に関する機関と協力して、当該事案に対応するための支援の態勢を整え、当該事案の発生直後における情報の提供、病院等への付添い、精神的な不安の軽減その他の必要な緊急支援を実施するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例の一部改正)

2 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成16年神奈川県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第5章を削る。

第6章中第32条を第31条とし、第33条を第32条とする。

第6章を第5章とする。

第7章中第34条を第33条とする。

第7章を第6章とする。

(検討)

3 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



神奈川県 | 安全防災局安全防災部くらし安全交通課  
横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-3571 (直通)